

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、人事・総務・経理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月末頃から微熱、不眠、咽頭痛、関節痛、筋肉痛、耳鳴りが続いており、これらの症状は、長時間のパソコンを使用してのデスクワークが原因であるという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診したところ、「頸肩腕症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、会社においてパソコンを使用する作業を長時間行ったことにより本件疾病を発症したものであり、これは業務上の疾病であることは明らかであると主張するので、以下検討する。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月頃から握力が落ち、洗い物のグラスを落とすことが増えたような気がする旨述べ、平成〇年〇月頃から本件疾病の症状が出現したと主張するが、決定書理由に説示するとおり、請求人作成の休業補償給付請求書及び請求人からの聴取書によると、平成〇年〇月末頃から、本件疾病に関連する上肢、頸部及び背部の関節痛・筋肉痛、手指のしびれ等の諸症状が出現した旨述べていることから、平成〇年〇月末頃に本件疾病による症状が出現したものとみるのが相当である。
- (3) ところで、上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準等について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えてるので、認定基準に基づき検討する。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月に入社以来、会社D部の業務の一環として、パソコンを使った業務も行っており、1日〇時間程度のパソコン作業を行っていた旨述べているところ、決定書理由に説示するとおり、請求人が従事していた業務のうち「上肢等に負担のかかる作業」は、パソコン使用による「上肢の反復動作の多い作業」であったものと認められる。
- (5) 次に、請求人の業務が上肢等に負担のかかる作業を主とする業務であったかをみるに、請求人は、後述するとおり、株式上場の準備作業の際には、それ以前よりもパソコンの使用頻度が若干増えたものと考えられるが、決定書理由に説示するとおり、請求人にとっては会社D部の部長としての管理業務が主なものであったとみるのが相当である。

(6) さらに、発症前にパソコンによる作業が過重であったかをみるに、請求人は、①平成〇年〇月から平成〇年〇月までの〇年〇か月の間に、株式上場の準備作業として目論見書のうち〇頁分、JQレポートのうち〇頁分を担当してパソコンで資料を作成し、②平成〇年〇月から同年〇月までの〇か月間に、上記①で作成した資料を引用する形で、株式分割、資金調達における資料を作成したものであるが、決定書理由に説示するとおり、上記①、②の各パソコン作業について、その業務量から判断すると上肢等に負担のかかる過重な業務に従事したとみることはできない。

なお、請求人が主張する「過度な緊張」については、請求人に通常業務における負荷を超える一定の負荷があったと認めるまでには至らず、また、株式上場の準備作業が計画的に進行したことからも、過度な緊張があったと顕著に認められるものではないことから、評価するまでには至らない。

(7) E医師は、請求人に係る1日〇時間程度のキーボード作業について、今日の各種オフィスでの作業量の平均的な水準を上回っているとはいえ、発症前の状況とその後の治療経過からみて本件疾病が過重なパソコン作業によるものとは認定できない旨述べているところ、当審査会としても、医学的に妥当な意見であると判断する。

(8) これらのことから、①請求人は上肢等に負担のかかるパソコン作業を主とする業務に従事していたとはいえ、また、②請求人のパソコン作業において、本件疾病発症前に過重な業務に従事していたものとは認められず、さらに、③医学的にも、請求人のパソコン作業が本件疾病発症の有力な原因とは認められないことから、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病については、業務が原因であったものと認めることはできない。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。